

## 八千代市立公民館の使用料の減額の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市立公民館管理規則（昭和52年八千代市教委規則第3号。以下「規則」という。）第7条の2に規定する使用料の減額に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(規則第7条の2第1項第2号の市長が認める社会教育団体)

第2条 規則第7条の2第1項第2号の市長が認める社会教育団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 八千代市立公民館登録サークル活動要領に基づく登録団体
- (2) 八千代市社会教育関係団体事業補助金交付要綱（平成19年八千代市告示第36号）において補助金対象団体第2条に規定する補助対象団体

(規則第7条の2第1項第3号のその他市長が必要と認める場合)

第3条 規則第7条の2第1項第3号のその他市長が必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 八千代市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、市の文化芸術の振興に貢献する団体が、その主たる目的で利用する場合
- (2) 市内に設置されている私立大学が、公開講座（同私立大学に勤務する教授、准教授、講師等又は同私立大学が招へいする者を講座の担当講師と、市民等を講座の受講対象者として、市民の生涯学習活動の推進に寄与することを目的として広く地域に開かれる講座をいう。）の開講で利用する場合
- (3) 高齢者学習グループ支援育成事業に登録した団体が、社会教育の向上を目的とした行事で利用する場合
- (4) 総合型地域スポーツクラブとして活動している団体が、その主たる目的（団体が規約等（規約等の規程がない場合は、団体の構成員による総意等）により定めた、団体の存立目的に関し通常想定されるものをいい、周年記念行事等の団体の存立目的とは関係ないものを除く。以下同じ。）で利用する場合
- (5) 八千代市地区青少年健全育成連絡協議会事業補助金交付要綱（平成18年八千代市告示第85号）又は八千代市青少年相談員連絡協議会補助金交付要綱（平成19年八千代市告示第25号）に基づき補助金の交付の対象となる団体が、その主たる目的で利用する場合
- (6) 八千代市女性団体連絡協議会及び男女共同参画センター支援団体として登録した団体が、その主たる目的で利用する場合
- (7) 八千代市社会福祉協議会が、福祉の向上を目的として利用する場合

2 前項各号に掲げる事由に該当するとして規則第7条の2第1項第3号の規定により使用料の減額をする場合の減額の割合は、100分の50とする。

3 八千代市立公民館の使用料の減額は、第1項各号に掲げる事由に該当する団体が当該

施設の使用に当たり行事の参加者等から、入場料その他の当該行事への参加等に要する費用を徴収する場合には、行わない。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の八千代市立公民館の利用の許可の申請に伴い生じる使用料から適用する。